

台東区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区高齢者保健福祉計画（以下「保健福祉計画」という。）及び台東区介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の円滑な推進と高齢者保健福祉施策の充実を図るため、台東区高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健福祉計画及び事業計画の推進に関する事項
- (2) 保健福祉計画及び事業計画の改定に関する事項
- (3) 高齢者保健福祉サービスの提供に関する事項
- (4) 介護保険事業に関する事項
- (5) その他区長が必要と認めた事項

(構 成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表1に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 保健医療関係者 7名以内
- (3) 福祉関係者 3名以内
- (4) 介護保険関係者 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長の委嘱又は任命を受けた日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招 集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に第2条に定める事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を別表2で掲げる者で構成し、設置することができる。

- 2 部会長は、協議会会長とし、副部会長は、協議会副会長をもって充てる。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、協議会の議決があったときは会議録等を非公開とすることができる。

(傍聴の取扱)

第9条 協議会は、委員のほか協議会の許可を得た者が傍聴することができる。

(事務局)

第10条 協議会及び部会の事務局は、福祉部高齢福祉課及び福祉部介護保険課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年11月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

福祉部長
健康部長
台東保健所長

別表2（第7条関係）

部会名	台東区高齢者保健福祉推進協議会専門部会
部会長	協議会会長
部副会長	協議会副会長
部会員	保健医療関係者 2名
	福祉関係者 1名
	福祉部長
	健康部長
	台東保健所長